

4 日本農業経営学会功労者表彰規程

第1条 会則第5条第3項に基づきこの規程を置く。

第2条 本会は65歳を越えた正会員のうち農業経営研究に大きく貢献し、また本会の発展に尽くした会員に対し、その功労を表彰し、会則第11条の規程に基づき特別会員に推薦する。

第3条 功労者推薦の決定は理事会で行い、総会において推挙する。

第4条 本規程の改廃は、理事会で決定し、総会に報告するものとする。

1. 本規程は昭和58年10月22日に制定し、同日から施行する。
2. 規程の一部を平成25年09月21日から改正する。
3. 規程の一部を平成28年09月15日から改正する。